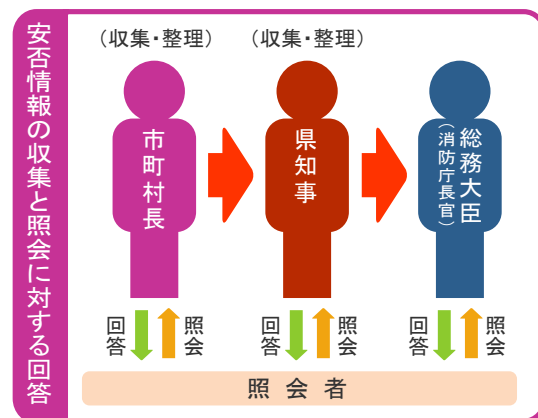
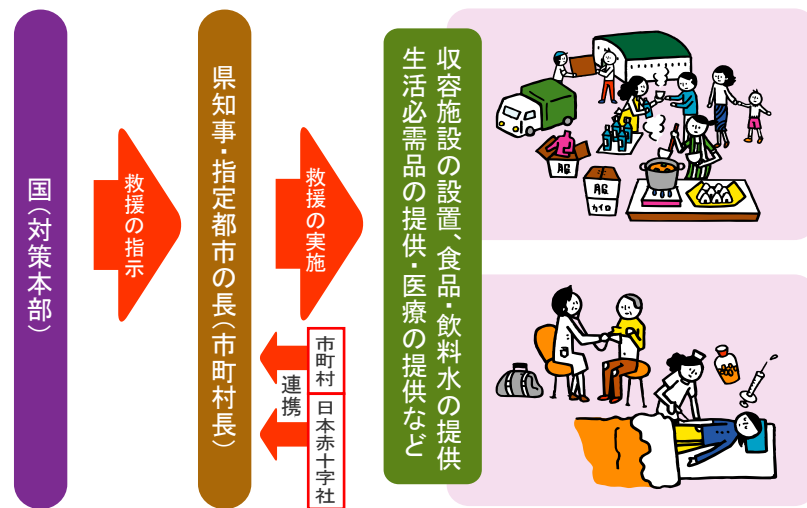


5. 救援及び被害の最小化について

1 救援

避難後のみなさんの生活を救援するために、県は、市町村や日本赤十字社と連携しながら救援に関する措置を行います。

主な救援の措置として、避難場所や食品、医療品などの提供を行ったり、また行方不明になったり、離ればなれになってしまった人たちのために安否情報の収集や提供を行います。



2 被害の最小化

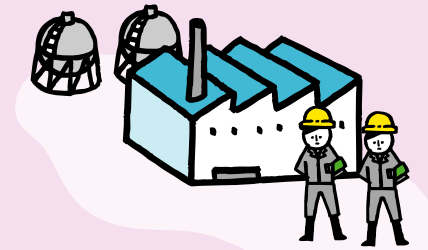
武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国、県、市町村が協力をして、必要な措置を行います。

国・県・市町村が協力して対処

生活関連等施設(石油コンビナート、ダム、鉄道施設など)の安全の確保、警備の強化、立入制限などを行います。



危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。



警戒区域の設定を行います。区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。



消火、救急及び救助の活動を行います。

